

29み監査第109号
平成30年2月2日

みよし市長
みよし市議会議長

小野田 賢 治 様
塚 本 克 彦 様

みよし市監査委員 小 嶋 正 道
同 藤 川 仁 司

財政援助団体等監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
藤 川 仁 司

第2 監査の種類

財政援助団体監査（補助金交付）

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

平成29年9月7日から平成29年10月10日まで

2 監査の対象とした団体

対象法人・団体名		所管部課名
財政援助団体	みよし市職員互助会	総務部人事課
財政援助団体	三好丘聖マーガレット幼稚園長	健康福祉部子育て支援課

3 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成28年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行

(2) 対象補助金及び交付決定額

みよし市職員互助会補助金	6,193,278 円
みよし市私立幼稚園就園奨励費補助金	13,893,200 円
みよし市私立幼稚園教育振興費補助金	1,180,000 円

4 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付について、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金等の決定は法令等に適合しているか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに団体職員の説明を聴取するなど実地調査し監査を実施しました。

第4 監査の結果

1 みよし市職員互助会

みよし市職員互助会は、地方公務員法第42条の趣旨に基づいて、職員とその家族の福利厚生事業の実施を目的として設置されています。

監査は、10月10日に監査委員室において、午前9時30分より午前10時45分まで、関係職員から補助対象事業の実施状況の聞き取りを行うとともに、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し実施しました。

2 学校法人 名古屋柳城短期大学附属 三好丘聖マーガレット幼稚園

三好丘聖マーガレット幼稚園は、キリスト教の精神に基づいた愛に満ちたやさしい心、創造力、人間性を育てる教育を教育目標としています。

監査は、10月3日に三好丘聖マーガレット幼稚園事務室において、午前10時より午前11時42分まで、各補助金の申請書類や授業料の減免手続の確認、特にみよし市私立幼稚園教育振興費補助金においては、活用状況についての説明を受けるとともに現地確認をすることにより実施しました。

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及びそれぞれの補助金交付要綱に規定された補助金の交付条件に従って、各団体の会則をはじめ経理規程等の諸規定に基づき、概ね適正に処理されているものと認められました。また、補助金の使途は、交付目的に沿ったもので、十分な効果を上げていることを確認しました。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
藤 川 仁 司

第2 監査の種類

公の施設の指定管理監査

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

平成29年9月5日から平成29年10月3日まで

2 監査の対象とした団体

対象法人・団体名		所管部課名
指定管理団体 (対象施設)	指定管理者 社会福祉法人とよた光の里 (みよし市障害者福祉センター)	福祉部福祉課

3 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成26年度に基本協定を締結した公の施設の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行

(2) 指定管理費

ア 平成26年度	11,850,000円
イ 平成27年度	11,850,000円
ウ 平成28年度	11,999,040円
エ 平成29年度	12,000,000円

4 監査の着眼点及び実施方法

公の施設の指定管理について、団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか、施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との会計区分は明確になっているかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出され

た資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地調査し、監査を実施しました。

第4 監査の結果

1 指定管理者

社会福祉法人 とよた光の里

2 指定管理している施設

みよし市障害者福祉センター

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理の概要

みよし市障害者福祉センターは、障がい者に対し各種のサービスを提供することにより、社会生活への適応性を高め障がい者の福祉の増進を図るため平成8年に設置されました。

民間事業者を活用し、効果的及び効率的な管理運営を実施するために指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

監査は、10月3日にみよし市障害者福祉センターにおいて、午後1時15分より午後3時35分まで、指定管理者の指定の手続きに関する書類、基本協定書、年度協定書、支払関係書類、履行確認書類及び預金通帳等を確認し実施しました。

公の施設の指定管理者の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した結果、根拠となる条例、基本協定書及び年度協定書に従って、概ね適正に処理されているものと認められました。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われていることを確認しました。

今後も公の施設の管理にあたり、適切な施設管理に十分務めていただきますようお願いいたします。